

島根県建設コンサルタント業務等の総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の測量業務、計画・設計業務、地質等調査・解析業務、補償業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の委託契約について、総合評価方式を執行するに当たり、島根県会計規則（以下「会計規則」という。）、島根県建設工事等入札執行要領（以下「入札執行要領」という。）、島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（以下「低入札対策」という。）、その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において総合評価方式とは、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、技術提案の内容と企業や技術者の能力など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(落札者決定基準等)

第3条 落札者決定基準には、評価項目と評価の着目点、各項目の得点配分、評価の方法、落札者の決定方法を次のとおり定める。

(1) 評価項目と評価の着目点

企業、技術者、実施方針、発注者が定める評価テーマ等について、資格要件、専門技術力、業務の理解度、業務実施手順等の技術的要件を設定する。

(2) 得点配分

各評価項目の重要度等に応じて定めるものとする。

(3) 総合評価の方法

入札価格を一定のルールにより点数化したものを価格評価点といい、価格以外の各評価項目の得点を一定のルールにより点数化したものを技術評価点といい、双方を足し合わせたものを評価値という。

価格評価点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

技術評価点＝技術点の配分点×（技術評価の得点合計／技術評価の配分合計）

評価値＝価格評価点+技術評価点

(4) 落札者の決定方法

競争参加資格委員会の議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること

イ 技術提案書が発注者の求める基準を満たすことである。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 前条の落札者決定基準を定めるに当たっては、次の号に掲げる事項について、あらかじめ学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

2 前項の決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときには意見を聴かなければならない。

3 学識経験者から意見を聴くための総合評価審査委員会の設置については別途定める。

(入札の公告)

第5条 総合評価方式で発注しようとする場合は、会計規則第60条に基づき、当該業務を執行する本庁又は地方機関（以下「執行機関」という。）において、入札情報サービス（PPI）により公告するものとする。

- (1) 総合評価方式の適用業務である旨と業務の概要
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める技術提案書の内容及び提出期限等
- (4) その他必要事項

2 入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も、公告するものとする。

（競争参加の資格）

第6条 会計規則第60条第2号の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として次の条件をすべて満たす者であることを公告するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札書の開札日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に、別に定める資本関係又は人的関係がないこと。

（技術提案書の提出）

第7条 入札参加希望者は所定の期限までに競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という）及び技術提案書を、島根県電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）により提出しなければならない。

- 2 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等は返却しない。
- 3 提出された資料等は提出者に無断で競争参加資格の確認以外の用途に使用してはならない。
- 4 期限までに確認申請書及び技術資料を提出しない者、または競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- 5 資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがあるものとする。
- 6 確認申請書及び技術資料の受付期間及び受付場所、問合せ先、第1項から第5項までの旨その他必要と認められる事項は公告において明示するものとする。

（質問等）

第8条 設計図書等に対する質問は、原則として設計図書の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日前までに電子調達システムにより行うものとする。

- 2 前項の質問に対する回答は、受付期間終了後速やかに電子調達システムにより行うものとする。
- 3 前2項の旨並びに質問書の受付期間等は公告において明示するものとする。

（競争参加資格の確認）

第9条 競争参加資格の審査は第3条第2号の入札者の技術評価点を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については、委員会の議を経て電子調達システムにより競争資格審査結果通知書を発行するものとする。

- 2 競争参加資格がないと認められた者については、その理由及び所定の期限内に当該理由について説明を求めることができる旨を確認通知書に付記するものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第10条 競争参加資格がないと認められた者は、原則として、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して7日以内（島根県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めるものとする。

- 2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、競争参加資格委員会の議を経て書面により回答するものとする。

(技術提案書の審査)

第 11 条 技術提案書の審査は、技術審査会で作成した案について、競争参加資格委員会において行う。

(入札の執行)

第 12 条 入札後、各入札者の入札価格を読み上げ「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了する。

(1) 予定価格の範囲内の者で総合評価を実施し、評価値の最も高い者について、落札者を決定する。

低入札対策において無効とならないこと。

(2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知する。ただし、落札者とならなかった者への通知は落札結果等の公表をもってこれに代えることができる。

2 技術提案書を提出期限までに提出しなかった者の入札書は無効とする。

(入札の辞退)

第 13 条 競争参加資格者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書の提出締切日時に至るまでは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。

(入札の無効)

第 14 条 次の入札は無効とするものとする。

(1) 技術提案書を期限までに提出しなかった者のした入札

(2) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(3) 虚偽の申請を行った者のした入札

(4) 競争参加資格のあることを確認された者であっても、技術提案書の提出期限の日の翌日から落札決定までに指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札

(5) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札

(落札結果等の公表)

第 15 条 技術提案書の各項目評価結果、入札価格及び評価値については、落札者決定後に閲覧により公表する。

2 当該業務に総合評価方式を適用した理由についても公表する。

(競争参加資格委員会及び技術審査会)

第 16 条 競争参加資格、落札者決定基準等、総合評価に必要な事項を決定するため、競争参加資格委員会を置くものとし、次の表に掲げる各職の委員をもって組織するものとする。

◇総務部

競争参加資格委員会	委 員
総務部	部長、次長、総務課長、管財課長、営繕課長、提案事業の担当課長及び室長
総務部各課	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等

◇防災部

競争参加資格委員会	委 員
防災部	部長、次長、消防総務課長、防災危機管理課長、原子力安全対策課長、提案事業の担当室長
防災部各課	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー等

◇農林水産部

競争参加資格委員会	委 員
農林水産部	部長、技監、次長、参事、農林水産総務課長、提案事業の担当課長及び室長
農林水産部各課	課長、管理監、室長、上席調整監、調整監、グループリーダー、企画幹
農林水産部地方機関	局長、所長、総務企画部長、調整監及び企画幹（農林振興センター又は隠岐支庁農林局の調査計画スタッフ又は総務担当に属する者に限る。）、隠岐支庁水産局及び各水産事務所の課長、出張所長

※農林水産部地方機関には、隠岐支庁農林局、隠岐支庁水産局を含む。

◇土木部

競争参加資格委員会	委 員
土木部	部長、技監、次長、参事、土木総務課長、建設産業対策室長、技術管理課長、統括技術専門監、上席調整監（技術管理課に属する者）、提案事業の担当課長及び室長
土木部各課	課長、管理監、室長、統括技術専門監、上席調整監、建築指導監、調整監、技術専門監、提案事業の担当グループリーダー（その他のグループリーダー、企画幹を加えることができる。）
土木部地方機関	局長、所長、管理監、部長、事業所長（事業所管内の案件審査に限る。）、統括調整監、調整監、技術専門監、企画幹（企画調整スタッフに属する者）、課長等（原則として提案工事の担当課長又は建築課のない建築部の企画幹、及び契約担当課長とする。ただし、部長を置かない地方機関については他の課長を加えることができる。）、支所長
各事業所	事業所長、調整監、課長
隠岐支庁県土整備局 島前事業部	事業部長、課長

※土木部地方機関には、隠岐支庁県土整備局を含む。

- 2 競争参加資格、落札者決定基準等総合評価に必要な調査及び事前審査を行うため、技術審査会を置くものとし、次の表に掲げる各職の委員をもって組織するものとする。

◇総務部

技術審査会	委 員
総務部	技術管理課長、統括技術専門監、（上席）調整監（技術管理課に属する者）、担当技術専門監、提案事業の担当課長（室長）及び調整監、担当グループリーダー

◇防災部

技術審査会	委 員
防災部	技術管理課長、統括技術専門監、 <u>(上席)調整監</u> (技術管理課に属する者)、担当技術専門監、提案事業の担当課長(室長)及び調整監、担当グループリーダー

◇農林水産部

技術審査会	委 員
農林水産部	技術管理課長、統括技術専門監、 <u>(上席)調整監</u> (技術管理課に属する者)、担当技術専門監、提案事業の課長及び室長、担当グループリーダー
農林水産部地方機関	担当部長、調整監及び企画幹(農林振興センター又は隠岐支庁農林局の調査計画スタッフに關係する者に限る。)、提案事業の担当課長等(漁港漁場事業に關係する者に限る。)

※農林水産部地方機関には、隠岐支庁農林局、隠岐支庁水産局を含む。

◇土木部

技術審査会	委 員
土木部各課	技術管理課長、統括技術専門監、 <u>(上席)調整監</u> (技術管理課に属する者)、担当技術専門監、提案事業の課長及び室長、担当グループリーダー、
土木部地方機関	担当部長、事業所長(事業所発注の業務に限る。)、統括調整監、技術専門監、調整監、企画幹(企画調整スタッフに属する者)、提案事業の担当課長、技術管理スタッフ企画幹等

※土木部地方機関には、隠岐支庁県土整備局を含む。

- 3 必要に応じて、各課及び地方機関の技術審査会には業務を執行する地方機関等の長を加えることができる。

(その他)

第 17 条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間は、総合評価方式に係る学識経験者からの意見聴取については、土木部技術管理課がその事務を行う。
- 3 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。